

財務省告示第百三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成十六年二月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年三月一日

財務大臣 谷垣禎一

（別表）

合 計	"	"	"	"	利付 国庫債券 (二十 年)	利付 国庫債券 (十 年)	国債の名称	記号
	第十回	第十回	第九回	第七回	第二百三回	第二百三回		
五百一億円	十億円	十億円	六億円	五十億円	五十億円	六十五億円	百五十億円	額面金額の 総額
	七百二十二円三十三銭	百二十二円三十三銭	一百二十二円八十六銭	厘百二十一円六十四銭	厘百二十一円六十三銭	百六円十八銭四厘	百六円十七銭九厘	額りの金額買入百円価格た